

第7章 労災保険特別加入制度

I 特別加入制度の概要

労災保険は、本来、事業に使用される「労働者」（事業に使用される者で、賃金を支払われる者）の保護を目的とする制度です。事業主、自営業者、家族従事者、その他「労働者」でない者の災害は、労災保険の保護の対象にはなりません。〔労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）第1条〕

また、労災保険は、国内の事業場に適用され、そこで就労する労働者が給付の対象となる制度です。転勤命令等で海外の事業場に派遣された労働者の災害は、労災保険の保護の対象としていません。〔労災法第2条〕しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者などの中には、労働者と同様な作業をしており作業の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護の対象とするにふさわしい者が存在します。

また、海外の事業場に派遣された労働者についても、外国の保険制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、我が国の労災保険による保護が必要な者が存在します。

そこで、これらの人々に対しても、一定の要件の下に労災保険への加入を認め、労災保険の給付が受けられるようにしたのが、特別加入制度です。〔労災法第33条〕

II 特別加入者の種類

特別加入することができる者は、次の4種類に分類されます。

1 中小事業主等（第1種）の特別加入

(1) 特別加入の範囲〔労災法第33条第1号及び第2号〕

中小事業主等とは、別表1に定める労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）及び労働者以外で当該事業に従事する者（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合における代表者以外の役員など）をいいます。

別表1 中小事業と認められる規模

〔労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第46条の16〕

業種	金融業・保険業・不動産業・小売業	卸売業 サービス業	左記以外の業種
労働者数	50人以下	100人以下	300人以下

なお、継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に労働者を使用する日の合計が100日以上になる場合は、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

(2) 特別加入するための要件

次の2つの要件を満たすことが必要です。

- ア 使用する労働者について労働保険関係が成立していること（労働者を使用していること）
- イ 労働保険の事務処理を事務組合に委託していること

(3) 新たに特別加入を申請する場合

特別加入者に該当する者がその申請を行いたいときには、事務組合を通じ、事務組合を管轄する監督署を経由して東京労働局長に対して「特別加入申請書」(様式 34 号の 7、P117 参照)を提出します。特別加入の申請に対する東京労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において特別加入を申請する者が加入を希望する日となり、「特別加入承認通知書」により通知されます。

(4) 既に加入承認されている事項を変更する場合

既に特別加入を承認されている事業場においては、次の場合「特別加入に関する変更届」(様式第34号の8、P119参照)を提出する必要があります。

監督署を経由して東京労働局長に対し、提出します。

また、特別加入の変更届に対する東京労働局長の変更決定は、当該変更届出日の翌日から起算して30日の範囲内において変更届出を行う者が変更を希望する日となります。

ア 特別加入を承認されている者の氏名、業務内容などに変更があった場合

イ 新たに事業主となった者がいる場合

ウ 新たに事業に従事することになった者がいる場合(労働者を除く)

エ 既に特別加入を承認されている者の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合

既に加入を承認されている中小事業主が、就業実態のない事業主に該当するため自らを特別加入者としなないことを希望する場合、又は、事業主の交代があり新事業主が特別加入しないことを希望する場合には、その事情を記載した理由書(任意様式、P118)を「変更届」に添付する必要があります。

その際、事業主の脱退の「異動日」は、変更届を提出された日の翌日から 30 日以内の希望する日になり、遡った日付での脱退はできません。

なお、この場合は補償は異動日(希望日)の前日までとなります。

(5) 特別加入者としての地位消滅の場合

ア 脱退により消滅する場合

東京労働局長の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、事業単位で包括して行います。事務組合を通じ、管轄する監督署を経由して東京労働局長に対して「特別加入脱退申請書」(様式第 34 号の 8、P120 参照)を提出します。

特別加入の脱退申請に対する東京労働局長の承認は、当該脱退申請の日から起算して 30 日の範囲内において脱退を申請する者が脱退を希望する日となり、「特別加入脱退承認通知書」により通知されます。なお、遡っての脱退は認められません。

イ 自動的に消滅する場合

中小事業主等の特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係を前提として認められるものですから、当該保険関係が消滅したときは、その消滅の日に特別加入者の地位も消滅します。事務組合に労働保険の事務処理を委託している中小事業主は委託を解除した場合、その解除日に特別加入者としての地位が消滅します。

ウ 取消しにより消滅する場合

中小事業主が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。承認が取り消された場合、保険料の再確定が必要になる場合があります。

2 一人親方等(第2種)の特別加入

(1) 特別加入の範囲〔労災法第33条第3号及び第4号〕

労働者を使用しない(労働者を使用する日の合計が、年間100日未満となることが見込まれる者)で事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する者(以下「一人親方等」という。)のうち、次の種類の事業を行う者が特別加入できます。

ア 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業〔労災則第46条の17第1号〕

イ 建設の事業〔労災則第46条の17第2号〕

ウ 漁船による水産動植物の採捕の事業(下記キの者を除き、漁船に乗り組んでその事業を行う者に限ります。)[労災則第46条の17第3号]

エ 林業の事業〔労災則第46条の17第4号〕

オ 医薬品の配置販売(薬事法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業をいいます。)の事業〔労災則第46条の17第5号〕

カ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業〔労災則第46条の17第6号〕

キ 船員法第1条に規定する船員が行う事業〔労災則第46条の17第7号〕

ク 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業〔労災則第46条の17第8号〕

ケ 改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業〔労災則第46条の17第9号〕

コ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業〔労災則第46条の17第10号〕

サ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条に規定する歯科技工士が行う事業〔労災則第46条の17第11号〕

シ 特定フリーランス事業〔労災則第46条の17第12号〕(令和6年秋頃施行予定)

(2) 特別加入するための要件

一人親方等として特別加入するためには「一人親方等の団体」を単位として申請し、承認を受ける必要があります。

一人親方等の特別加入は、一人親方等の団体を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなりますが、この一人親方等の団体として認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

ア 相当数の一人親方等を構成員とする単一団体であること。

イ その団体が法人であるか否かは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。

ウ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労災保険事務の処理が可能であること。

エ その団体の事務体制、財務内容などからみて労災保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

オ その団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として別に定める範囲内であること。

当該ブロックを超える範囲は所定の事務処理により承認されます。詳細は労働局へお尋ねください。

(3) 新たに特別加入を申請する場合

特別加入者に該当する者がその申請を行いたいときには、団体を通じ、団体を管轄する監督署を経由して東京労働局長に対し「特別加入申請書」(様式第34号の10、P121参照)を提出します。

特別加入の申請に対する東京労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して30日の範囲内において特別加入を申請する者が加入を希望する日となり、「特別加入承認通知書」により通知されます。

(4) 既に加入承認されている事項を変更する場合

既に特別加入を承認されている団体においては、次の場合「特別加入に関する変更届」(様式第34号の8、P119参照)を提出する必要があります。監督署を経由して東京労働局長に対し、提出します。

また、特別加入の変更届に対する東京労働局長の変更決定は、当該変更届出の日の翌日から起算して30日の範囲内において変更届出を行う者が変更を希望する日となります

ア 特別加入を承認されている者の氏名、業務内容などに変更があった場合

イ 新たに一人親方または特定作業従事者として特別加入を希望する者がいる場合

ウ 既に特別加入を承認されている者の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合

(5) 特別加入者としての地位消滅の場合

ア 脱退により消滅する場合

東京労働局長の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、事業単位で包括して行います。団体を通じ管轄する監督署を経由して東京労働局長に対して「特別加入脱退申請書」(様式第34号の8、P120参照)を提出します。

特別加入の脱退申請に対する東京労働局長の承認は、当該脱退申請の日から起算して30日の範囲内において脱退を申請する者が脱退を希望する日となり、「特別加入脱退承認通知書」により通知されます。なお、遡っての脱退は認められません。

イ 取消しにより消滅する場合

一人親方等及び特定作業従事者の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

承認が取り消された場合、保険料の再確定が必要になる場合があります。

3 特定作業従事者(第2種)の特別加入

(1) 特別加入の範囲

特定作業従事者とは、次の作業に従事する者です。〔労災法第33条第5号〕

ア 特定農作業従事者〔労災則第46条の18第1号イ〕

イ 指定農業機械作業従事者〔労災則第46条の18第1号ロ〕

ウ 職場適応訓練従事者〔労災則第46条の18第2号イ〕

- エ 事業主団体等委託訓練従事者〔労災則第46条の18第2号ロ〕
- オ 家内労働者等特定作業従事者〔労災則第46条の18第3号〕
- カ 労働組合等の常勤役員〔労災則第46条の18第4号〕
- キ 介護作業従事者及び家事支援従事者〔労災則第46条の18第5号〕
- ク 芸能関係作業従事者〔労災則第46条の18第6号〕
- ケ アニメーション制作作業従事者〔労災則第46条の18第7号〕
- コ ITフリーランス〔労災則第46条の18第8号〕

(2) 特別加入するための要件

前記 2(2)一人親方等(第2種)の「特別加入するための要件」と同様です。

(3)から(5)についても同様。

4 海外派遣者(第3種)の特別加入

(1) 特別加入の範囲〔労災法第33条第6号及び第7号〕

- ア 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業(有期事業を除く。)を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する労働者
- イ 日本国内で行われる事業(有期事業を除く。)から派遣されて、海外支店、工場、建設工事、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者
- ウ 上記イの者であって、海外にある別表1(P103参照)に定める労働者を常時使用する事業に事業主その他労働者以外の者として派遣される者

(注) 派遣される事業の規模の判断については、各国ごとに、かつ、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があって海外に事業場をもつ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では別表1(P103参照)の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとに企業を単位として別表1の規模以内であれば特別加入することができます。また、事業の規模は現地採用の労働者を含めた人数で判断します。例えば、海外派遣者5名、現地採用者20名であれば、事業の規模は25名になります。

(2) 特別加入するための要件

派遣元の団体又は事業主が、日本国内において実施している事業(有期事業を除く。)について、労災保険の保険関係が成立していること及び日本国内の事業で労働者であることが必要です。なお、派遣先の事業については、有期事業も含まれます。

海外派遣者の派遣の形態(転勤、在籍出向、移籍出向等)や派遣先での職種、あるいは派遣先事業場の形態、組織等については問いません。

(3) 新たに特別加入を申請する場合

特別加入者に該当する者がその申請を行いたいときには、派遣元の団体又は事業主を通じて、管轄する監督署を経由して東京労働局長に対して「特別加入申請書」(様式第34号の11、P122参照)を提出します。

特別加入の申請に対する東京労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して30日の範囲内において特別加入を申請する者が加入を希望する日となり、「特別加入承認通知書」により通知されます。

(4) 既に加入承認されている事項を変更する場合

既に特別加入を承認されている事業場又は団体等においては、次の場合「特別加入に関する変更届」(様式 34 号の 12、P123 参照)を提出する必要があります。派遣元の団体又は事業主を通じて、監督署を経由して東京労働局長に対し、提出します。

また、特別加入の変更届に対する東京労働局長の変更決定は、当該変更届出の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において変更届出を行う者が変更を希望する日となります。

ア 特別加入を承認されている者の氏名、業務内容などに変更があった場合

イ 派遣先の事業場の名称や所在地が変わった場合

ウ 派遣する国が変わった場合

エ 労働者として派遣されていた者が中小事業の代表者などに就任した場合

※派遣先の事業の規模などを証明するための資料(派遣先事業に係る労働者名簿の写しまたは派遣先の事業案内など)を添付する必要があります。

オ 中小事業の代表者などとして派遣されていた者が労働者となった場合

カ 新たに海外派遣者となった者を追加して特別加入させる場合

キ 帰国等により派遣先の事業に従事なくなり、特別加入者の資格を失った者がいる場合

(5) 特別加入者としての地位の消滅の場合

ア 脱退により消滅する場合

東京労働局長の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、事業単位で包括して行います。派遣元の団体又は事業主を通じて管轄する監督署を経由して東京労働局長に対して「特別加入脱退申請書」(様式第34号の12、P123参照)を提出します。

特別加入の脱退申請に対する東京労働局長の承認は、当該脱退申請の日から起算して30日の範囲内において脱退を申請する者が脱退を希望する日となり、「特別加入脱退承認通知書」により通知されます。なお、遡っての脱退は認められません。

イ 自動的に消滅する場合

派遣元事業の保険関係が消滅した場合は、その日に特別加入者の地位も消滅します。事務組合に労働保険の事務処理を委託している海外派遣元の団体又は事業主が委託を解除した場合は、その解除の日に特別加入者としての地位が消滅します。

ただし、海外派遣特別加入を引き続き希望する場合は、個別で新たに申請する必要があります。

ウ 取消しにより消滅する場合

海外派遣元事業主が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

承認が取り消された場合、保険料の再確定が必要になる場合があります。

(6) 海外派遣と海外出張の区別について

ア 「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する者です。一方「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、海外の事業場の使用者の指揮に従って勤務することになる者と定義されます。以上「出張」、「派遣」の区別は実態によって総合的に判断されることとなります。

イ 「海外出張」である場合は、当該海外出張者に関して何ら特別の手続きを要することなく、その者が所属する事業場の労災保険により給付を受けられますが、一方、「海外派遣」である場合は、当該海外派遣者に関して特別加入の手続きを行っていないければ、労災保

険による給付が受けられません。

区分	海外出張の例	海外派遣の例
業務内容	1 商談 2 技術・仕様等の打合せ 3 市場調査・会議・視察・見学 4 アフターサービス 5 現地での突発的なトラブル対処 6 技術習得等のために海外に赴く場合	1 海外関連会社(現地法人、合弁会社、提携先企業等)へ出向する場合 2 海外支店、営業所等へ転勤する場合 3 海外で行う据付工事・建設工事(有期事業)に従事する場合(統括責任者、工事監督者、一般作業員等として派遣される者)

Ⅲ 特別加入者の給付基礎日額と労災保険料

1 給付基礎日額

(1) 給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う者の所得水準に見合った適正な額を申請し、東京労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。

給付基礎日額は、別表2のとおり3,500円～25,000円の範囲となります(P110参照)。但し、家内労働者等特定作業従事者は、この他に別表3(P110参照)が加わります。

(2) 給付基礎日額は、①前年度の3月2日～3月31日の間、または、②年度更新期間中(6月1日から7月10日までの間)に変更の申請を行うことができます。ただし、②年度更新期間中については、4月1日から申請日までに災害発生があった場合は、変更できません。

また、同じ特別加入者について、3月に変更後、再度、年度更新時に変更することはできません。

① 前年度の3月2日～3月31日の間においては、「給付基礎日額変更申請書」を提出することにより、

② 年度更新期間中(6月1日から7月10日までの間)においては、中小事業主等の場合に「保険料申告書内訳」を、一人親方等の場合に「給付基礎日額変更申請書」を、海外派遣の場合に「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を提出することにより、変更の申請を行うことができます。

なお、上記の期間以外に給付基礎日額の変更はできません。

2 労災保険料

(1) 中小事業主等(第1種)特別加入者の労災保険料については、保険料算定基礎額(給付基礎日額に365を乗じたもの)にそれぞれの事業に定められた保険料率(第1種特別加入保険料率)を乗じたものとなります。一人親方等及び特定作業従事者(第2種)特別加入者の保険料率表は別表4(P111参照)、別表5(P112参照)、海外派遣(第3種)特別加入者の保険料率は3/1000です。

(2) 年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数(1ヶ月未満の端数があるときは、これを1ヶ月とします。)に応じた保険料算定基礎額により労災保険料を算出することとなります。

別表2 給付基礎日額

給付基礎日額A	保険料算定基礎額B = A × 365日	年間保険料 年間保険料=保険料算定基礎額×保険料率
		(例) 建築事業の場合 保険料率9.5/1000
25,000 円	9,125,000 円	86,687 円
24,000 円	8,760,000 円	83,220 円
22,000 円	8,030,000 円	76,285 円
20,000 円	7,300,000 円	69,350 円
18,000 円	6,570,000 円	62,415 円
16,000 円	5,840,000 円	55,480 円
14,000 円	5,110,000 円	48,545 円
12,000 円	4,380,000 円	41,610 円
10,000 円	3,650,000 円	34,675 円
9,000 円	3,285,000 円	31,207 円
8,000 円	2,920,000 円	27,740 円
7,000 円	2,555,000 円	24,272 円
6,000 円	2,190,000 円	20,805 円
5,000 円	1,825,000 円	17,337 円
4,000 円	1,460,000 円	13,870 円
3,500 円	1,277,500 円	12,131 円

別表3 給付基礎日額

給付基礎日額	保険料算定基礎日額
3,000 円	1,095,000 円
2,500 円	912,500 円
2,000 円	730,000 円

別表4 第2種特別加入保険料率表（一人親方等）

	料 率
自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業	11/1000
建設の事業	17/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	45/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	6/1000
再生利用の目的となる廃棄物の収集、運搬、選別、解体等の事業	14/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	48/1000
柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業	3/1000
改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援措置に基づき高年齢者が行う事業	3/1000
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業	3/1000
歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業	3/1000

(令和6年4月1日改定)

※特定フリーランス事業（令和6年秋頃施行予定） 保険料率 3/1000

別表5 第2種特別加入保険料率表（特定作業従事者）

特別加入の種類		料率
特定農作業従事者		9/1000
指定農業機械作業従事者		3/1000
職場適応訓練従事者		3/1000
事業主団体等委託訓練従事者		3/1000
家内労働者等	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業	14/1000
	研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼もどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの	14/1000
	有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの	5/1000
	粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	17/1000
	動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	3/1000
	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの	18/1000
労働組合等常勤役員		3/1000
介護作業従事者及び家事支援従事者		5/1000
芸能関係作業従事者		3/1000
アニメーション制作作業従事者		3/1000
ITフリーランス		3/1000

(令和6年4月1日改定)

IV 特別加入者の加入時健康診断

1 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等及び一人親方等のうち、別表6に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

海外派遣者は健康診断を受ける必要はありません。

別表6 健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヵ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヵ月	有機溶剤中毒健康診断

2 健康診断が必要な場合の手続き

(1) 特別加入を申請する中小事業主等で健康診断が必要な場合には、事務組合等を通じて初めに「特別加入時健康診断申出書」(特診様式第7号、以下「申出書」という。)(P124参照)を監督署に提出します。

(2) 申出書の業務歴から判断して健康診断が必要であると認められる者(以下「加入時健診対象者」という。)に対しては、監督署から「特別加入時健康診断指示書」(特診様式第5号、以下「指示書」という。)及び「特別加入時健康診断実施依頼書」(特診様式第6号、以下「依頼書」という。)が交付されます。

加入時健診対象者は、指示書に記載された実施期間内に、所轄の都道府県労働局長があらかじめ指定した診断実施機関のうちから受診機関を選定し、健康診断を受ける必要があります。また、受診する際には依頼書を当該受診機関に提出してください。

なお、この場合の健康診断に要する費用は国が負担しますが、受診のために要した交通費等は自己負担となります。

(3) 健康診断を受けた者は、当該受診機関が作成した健康診断証明書(特別加入者用)を申請書に添付し、監督署に提出してください。じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真を健康診断証明書に添付することが必要です。

(4) 申出書は、加入申請書と同時に監督署に提出することもできます。この場合には、健康診断受診後、速やかに健康診断証明書を監督署に提出してください。

(5) 既に特別加入を承認されている事業において、新たに事業主となった者、又は事業に従事することとなった者のうち健康診断が必要な者は、申出書を監督署に提出してください。

その後、指示書及び依頼書が監督署から交付されます。指示書に記載された期間内に健康診断を受診してください。

(注)健康診断書の提出をしなかったり、業務の内容、業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されず保険給付が受けられない場合がありますので、注意してください。

3 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

- (1) 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。
- (2) 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

V 特別加入に関する留意事項（Q & A）及び様式記載例

1 第1種特別加入(中小事業主)

Q・第1種特別加入中小事業主とは誰を加入対象とした制度か。

A・労働者を雇用している事業場の事業主や役員で、労働者と同様に業務に従事している人を加入対象としています。また、P103に記載したとおり雇用している労働者について労働保険が成立していること、労働保険の事務処理を事務組合に委託していることも加入要件となります。

Q・建設会社の事業主で、現場での作業及び事務所での作業を行う場合、加入はどちらか一方でしていれば全て労災補償は受けられるのか。

A・それぞれの業種(希望する業種)ごとに特別加入していなければ補償の対象とはなりません。そのため、現場作業のための保険番号(基幹番号末尾5番)と、事務所作業のための保険番号(基幹番号末尾6番)でそれぞれ特別加入する必要があります。

Q・労働者を使用する事業主が特別加入する予定である。その妻も労働者と同様に業務に従事しているが、特別加入する必要があるか。

A・中小事業主等に該当する人が特別加入の申請を行うときには、家族従事者など労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入させることが必要です。(包括加入制度、労災法第34条)

例外として、以下のとおり就労実態のない事業主は、自らは特別加入をしない場合でも、役員等のみを特別加入させることができます。

- ・病気療養中、高齢その他の事情により就業の実態がない事業主
 - ・事業主の立場において行う事業主本来の業務のみに従事する事業主
- (「特別加入申請書」にその事情を記載した理由書(任意様式)を添付する必要があります。)

2 第2種特別加入(一人親方等)

Q・建設業で第2種特別加入一人親方等と第1種中小事業主との違いは何か。

A・労働者を年間100日未満しか雇用していないものが第2種特別加入一人親方等の対象です。一方、第1種中小事業主は、年間100日以上労働者を雇用していることが要件となります。

Q・一人親方団体を新たに立ち上げようと考えている。どのようにすればよいか。

A・団体を起こす場合、申請書に定款、規約等の目的、組織、運営等を明らかにする書類と、業務災害の防止に関して一人親方等の団体が講ずべき措置及び一人親方等が守るべき事項を定めた書類を添付し、管轄する監督署へ提出してください。

3 第3種特別加入(海外派遣)

Q・事業主や役員も海外派遣できるのか。

A・できません。国内で「労働者」である者が対象です。国内で「労働者」であれば、派遣先での身分が「事業主(役員等含む)」でも構いませんが、一定の要件を満たす必要があります。

Q・海外出張者は特別加入をすることができないか。

A・海外出張者については、勤務場所が単に海外であるにすぎず、日本国内の事業場に所属し、当該事業主の命によって勤務する場合であるため、海外出張先事業との間には労働関係は存在しないことから特別加入はできません。

Q・当社が施工している海外建設事業の工事現場に視察のため一週間の予定で技術者を出張させる予定だが、特別加入として加入できるか。

A・今回のケースは海外「出張」であるため、海外派遣には当たりません。

そのため、特別加入をすることはできず、国内の労働保険番号が適用されます。

なお、海外出張か海外派遣かの区分は海外における就労の実態を見て判断するものです。

海外滞在期間の長短は、出張か派遣かの区分の判断基準とはなりません。

特に建設業の場合、工事の進み具合を視察に訪れるような場合は、当然出張扱いとされますが、実際に工事に参加する労働者は、一般的にはこれを派遣として取り扱うこととなります。

Q・現地で労働者を採用した。海外派遣特別加入することは可能か。

A・特別加入できません。

現地採用の労働者は国内で採用され、国内で就労していた者が海外に派遣されたものでないため、海外派遣特別加入は対象外となります。

Q・中小事業の代表者等として海外に派遣される場合と、労働者として派遣する場合との事務手続上の相違点を知りたい。

A・加入申請書／変更届の「業務内容」欄に書くべき内容と添付書類が必要な点が違います。

中小事業の代表者等として海外に派遣される場合は、特別加入申請書の「業務内容」欄に派遣先事業場における地位、事業の種類、当該事業における労働者数及び所定労働時間も付記することが必要です。

また、加入申請書／変更届に加えて、派遣先事業の労働者数が分かる資料(労働者名簿の写し、事業案内等)を添付する必要があります。労働者として海外に派遣される場合は、業務内容と地位・役職名のみ記載が必要です。

Q・帰国し再び同じ月の間に派遣される場合、保険料はどのように計算するか。

A・2か月分の保険料がかかります。

例)1月下旬から2月上旬に加入し、再び2月中旬から2月下旬まで加入した場合、

2ヶ月(1月と2月)分+1ヶ月(2月)分の保険料が発生します。

中小事業主等の特別加入の必要書類及び算定月数

特別加入者の異動等		届出必要書類等	労働保険料 算定月数	
加 入	新規委託により特別加入をするとき	特別加入申請書 (中小事業主等) 《様式第34号の7》	承認(希望)日の属 する月より算定	
	既に委託している事業で新規に 特別加入をするとき			
	既に特別加入者がいる事業で 特別加入者を追加するとき	特別加入に関する 変更届 (中小事業主等 及び一人親方等) 《様式第34号の8》		
脱 退	委託解除したとき		不要	委託解除日の属す る月まで算定
	委託途中	全員脱退したとき	特別加入脱退申請書 (中小事業主等 及び一人親方 等) 《様式第34号の8》	脱退申請書の承認 (希望)日の属する 月まで算定 (退職・死亡・地位 の消滅等の場合は その事由発生日の 属する月まで算定)
		一部脱退したとき		
変 更	既に特別加入している者で承認内容 に変更があったとき 〔 ・氏名 ・事業主(代表者)との関係 ・業務内容 ・使用労働者の所定労働時間 〕		特別加入に関する 変更届 (中小事業主等 及び一人親方 等) 《様式第34号の8》	

※3月31日で全員脱退を希望する時または4月1日から新規(追加)加入の希望の時
は、3月1日から3月31日までに上記書類を提出してください。

※委託解除届を提出した場合、特別加入脱退申請書の提出は不要です。

労働者災害補償保険 特別加入申請書(中小事業主等)

帳票種別

3 6 2 1

①申請に係る事業
 府県 所管
 1 3 3

「従事する特定業務」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内に掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の番号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には9を○で囲んでください。

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 9 令和

②事業主の氏名(法人その他の団体であるときはその名称)
 カブシキカイシャ イロハ

カブシキカイシャ イロハ

特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に最初に従事した年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。

③申請に係る事業

名称(フリガナ)
 名称(漢字)

株式会社 イロハ

事業場の所在地

千代田区九段南1-2-1

④特別加入予定者 加入予定者数 計 3 名

*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入予定者		業務の内容		特定業務・給付基礎日額	
フリガナ 氏名 労働 一郎	事業主との関係 (地位又は続柄) ① 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()	業務の具体的内容 スポーツ用品開発・販売・修理	除染作業 1 有 ② 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 20,000 円
生年月日 S35 年 1 月 1 日	労働者の始業及び終業の時刻(休憩12:00~13:00) () 10 時 00 分 ~ 19 時 00 分				
フリガナ 氏名 労働 次郎	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 ③ 役員 (取締役) 5 家族従事者 ()	業務の具体的内容 同上	除染作業 1 有 ② 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 20,000 円
生年月日 H1 年 7 月 10 日	労働者の始業及び終業の時刻(休憩12:00~13:00) () 10 時 00 分 ~ 19 時 00 分				
フリガナ 氏名 労働 三郎	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 ③ 役員 (取締役) 5 家族従事者 ()	業務の具体的内容 一般事務、営業	除染作業 1 有 ② 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 20,000 円
生年月日 H3 年 10 月 10 日	労働者の始業及び終業の時刻(休憩12:00~13:00) () 10 時 00 分 ~ 19 時 00 分				

**「特別加入予定者の氏名」欄は、中小事業主とともに包括して加入しなければならない家族従事者や役員
 の氏名を全員記入してください。**

「業務の具体的内容」の欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかを判断するうえで重要な項目ですので、特別加入者として行う業務の具体的内容並びにその者の従事する事業の使用労働者の所定の始業及び終業の時刻を記載してください。

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 6 年 4 月 1 日

⑥ 労働保険事務組合の証明

上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。

名称 労働保険事務組合 ○○事務組合
 郵便番号 100-0000 電話番号 03-0000-0000
 主たる事務所の所在地 千代田区 霞が関 〇-〇-〇
 代表者の氏名 労働 太郎

6 年 4 月 3 日

⑦ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して30日以内) 6 年 4 月 23 日

上記のとおり特別加入の申請をします。

郵便番号 123-4567 電話番号 03-1234-5678
 住所 千代田区九段南1-2-1
 事業主の氏名 株式会社イロハ 代表取締役 労働 一郎
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

**受付
 6.4.22
 労働基準監督署**

6 年 4 月 22 日

東京 労働局長 殿

就業実態のない中小事業主等の特別加入に係る理由書

令和 年 月 日

東京労働局長 殿

労働保険番号	13-3-01-900000-123
事業場の所在地	千代田区九段南1-2-1
事業主の氏名	株式会社イロハ 代表取締役 東京 一郎

私は、下記の理由により、特別加入の申請に係る事業について就業の実態がないため、特別加入者としていないことを希望します。

なお、特別加入者としていないことにより、労災保険給付を（現在特別加入者である場合は、特別加入者でなくなった日以降に発生した事故について）受けられないことについては承知しました。

記

特別加入者としていないことを希望する理由は、1から6のうち○で囲んだものです。

1. 病気療養中、高齢のため実際に業務に従事していないため
2. 建設事業(基幹番号の末尾5に係るもの)に関する業務のみ従事しているため、事務所労災(基幹番号の末尾0、1、6、7に係るもの)に関する業務には従事して(その逆の場合も含む)
3. 複数の会社の代表者に就任しており、当該事業場には就業していないため
4. 本社の業務のみに従事しているため支社、支店等の業務には従事していないため
- 5. 事業主の立場において行う事業主本来の業務のみ従事するため
6. その他(カッコ内に理由を記載のこと)

()

◇この様式は東京労働局のホームページに掲載されています。

労働者災害補償保険

特別加入に関する変更届
特別加入脱退申請書

(中小事業主及び一人親方等)

帳票種別													
3	6	2	4	1									
特別加入の承認に係る事業													
労働 保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号				
1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	5	1	2	3
事業の名称													
株式会社 イロハ建設													

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日	9令和	□□□□□□□□
事業場の所在地		
千代田区大手門2-1-1		

今回の変更届に係る者 合 4人 内訳(変更: 人、脱退: 2人、加入: 2人)				*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。				
変更届の場合(特別加入者のうち一部に変更がある場合)	特別加入者に関する事項の変更	変更年月日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の内容			
		生年月日	変更後のフリガナ氏名	変更後	変更前	変更後		
		※整理番号		1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()				
	特別加入者の異動	異動年月日	フリガナ氏名	生年月日	※整理番号			
		6年 3月 31日	労働 義男	S62年 5月 5日	一人親方の場合は記入不要です。			
		異動年月日	フリガナ氏名	生年月日	※整理番号			
6年 3月 31日	労働 太郎	S62年 7月 7日						
特別加入予定者	異動年月日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の具体的内容	除染作業	従事する特定業務	業務歴		
	6年 4月 1日	1 本人 ③ 役員 (取締役)	電気工事	1 有 ③ 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	最初に従事した年月	年 月	
	生年月日	5 家族従事者 ()	労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ)			従事した期間の合計	年間 ヶ月	
	H2年 9月 9日		9時 00分 ~ 17時 00分			希望する給付基礎日額	12,000 円	
特別加入者(新たに特別加入者になった者)	異動年月日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の具体的内容	除染作業	従事する特定業務	業務歴		
	6年 4月 1日	1 本人 ③ 役員 (取締役)	塗装工	1 有 ③ 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦ 有機溶剤 9 該当なし	最初に従事した年月	5 年 10 月	
	生年月日	5 家族従事者 ()	労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ)			従事した期間の合計	年間 6 ヶ月	
	H4年 11月 11日		9時 00分 ~ 17時 00分			希望する給付基礎日額	10,000 円	
変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内)							6年 4月 10日	

脱退の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。	
	*申請の理由(脱退の理由)	*脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内)
		年 月 日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退を申請します。

6年 4月 9日

東京 労働局長 殿

郵便番号 102-8085 電話番号 03-3512-2164

住所 千代田区大手門2-1-1
氏名 株式会社イロハ 代表取締役 労働 一郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)



労働者災害補償保険 特別加入申請書(一人親方等)

帳票種別
3 6 2 2 1

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

①申請に係る事業の労働
府県 所管 管轄
1 3 1 0 1

「業務又は作業の具体的内容」の欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかを判断するうえで重要な項目ですので、担当業務の具体的内容を明確に記載してください。

元号 年 月 日
※受付年月日 9 令和

② 特別加入団体
名称(フリガナ) コウセイケンセツギョウキョウドウクミアイ
名称(漢字) 厚生建設業協同組合
代表者の氏名 組合長 労災 二郎
事業又は作業の種類 建設の事業

「従事する特定業務」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内に掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の番号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、9を○で囲んでください。

③ 特別加入予定者 加入予定者数 計 30 名
*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入予定者	業務又は作業の内容	特定業務・給付基礎日額
フリガナ チュウオウ イチロウ 氏名 中央 一郎 生年月日 S31年 4月 3日	法第33条第3号に掲げる者との関係 ① 本人 5 家族従事者 業務又は作業の具体的内容 大工工事業務 鋸打機	除染作業 1 有 ③ 無 従事する特定業務 ① 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成 1 年 4 月 従事した期間の合計 35 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000 円
フリガナ ウエノ ジロウ 氏名 上野 次郎 生年月日 S41年 5月 5日	法第33条第3号に掲げる者との関係 ① 本人 5 家族従事者 業務又は作業の具体的内容 大工工事業務	除染作業 1 有 ③ 無 従事する特定業務 ① 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成 1 年 4 月 従事した期間の合計 35 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000 円
フリガナ ミタ サブロー 氏名 三田 三郎 生年月日 S59年 7月 8日	法第33条第3号に掲げる者との関係 ① 本人 5 家族従事者 業務又は作業の具体的内容 左官工事業務	除染作業 1 有 ③ 無 従事する特定業務 ① 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成 2 9 年 4 月 従事した期間の合計 4 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000 円
フリガナ シナガワ シロウ 氏名 品川 四郎 生年月日 S46年 6月 5日	法第33条第3号に掲げる者との関係 ① 本人 5 家族従事者 業務又は作業の具体的内容 左官工事業務	除染作業 1 有 ③ 無 従事する特定業務 ① 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 令和 2 年 4 月 従事した期間の合計 4 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000 円
フリガナ 氏名 生年月日	法第33条第3号に掲げる者との関係 ① 本人 5 家族従事者 業務又は作業の具体的内容 (以下、別紙)	除染作業 1 有 3 無 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円

特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に従事した最初の年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。

「特別加入予定者の氏名」欄は、一人親方等として特別加入を予定している方全員の氏名を記入してください。

④ 添付する書類の名称
団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 厚生建設業協同組合規約
業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類 厚生建設業協同組合災害防止規約

⑤ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して30日以内) 6年 4月 24日

上記のとおり特別加入の申請をします。
名称 厚生建設業組合
郵便番号 123-4567 電話番号 03-1234-5678
団体の主たる事務所の所在地 千代田区九段南1-2-1
代表者の氏名 労災 二郎
6年 4月 23日
東京 労働局長 殿

受付
6. 4. 23
労働基準監督署

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

帳票種別												
3	6	2	3	1								
① ※第3種特別加入に係る労働保険番号												
府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号					
1	3	1	0	1	9	0	0	0	8	3	1	1

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日	元号 年 月 日						
9 令和	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>						

② 団体の名称又は事業主の氏名(事業主が法人その他の団体であるときはその名称)

株式会社 イロハ

③ 申請に係る事業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号				
		1	3	3	0	1	9	0	0	0	4	1	2
	名称(フリガナ)	カブシキガイシャ イロハ											
	名称(漢字)	株式会社 イロハ											
	事業場の所在地	千代田区九段南1-2-1											
	事業の種類	小売業											

「業務の内容」欄は、災害が発生したとき、災害保険給付の対象となるかを判断するうえで重要な項目ですので、明確に記載してください。

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2 名 *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること

特別加入予定者	派遣先	派遣先の事業において従事する業務の内容(業務内容、地位・役職名、労働者の人数及び就業時間など)	希望する給付基礎日額
フリガナ <u>コウセイ イチロウ</u> 氏名 厚生 一郎 生年月日 <u>53年 10月 10日</u>	事業の名称 株式会社ホヘト 事業場の所在地 <u>USA NY州NY市ブロンクス区E.161st</u> 派遣先国 アメリカ	派遣先の事業において従事する業務の内容 スポーツ用品販売業務(販売・経理) 一般事務総務経理(代表者) 小売業 45人 9:00~18:00 (休憩12:00~13:00)	10,000 円
フリガナ <u>コウセイ ジロウ</u> 氏名 厚生 二郎 生年月日 <u>53年 1月 15日</u>	事業の名称 株式会社ホヘト 事業場の所在地 <u>USA NY州NY市ブロンクス区E.161st</u> 派遣先国 アメリカ	スポーツ用品販売業務及び一般事務(労働者)	8,000 円
フリガナ 氏名 生年月日	事業の名称 事業場の所在地 派遣先国		円
フリガナ 氏名 生年月日	事業の名称 事業場の所在地 派遣先国		円

派遣先で代表者のため、派遣先事業場の労働者数及び労働時間の記載が必須

⑤ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して30日以内) 6年 4月 1日

上記のとおり特別加入の申請をします。

6年 3月 28日
東京 労働局長 殿

受付

6.3.28

労働基準監督署

郵便番号 124-4557 電話番号 03-1244-5678

団体又は事業主の住所 千代田区九段南1-2-1

団体の名称又は事業主の氏名 株式会社イロハ 代表取締役 厚生 一郎

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (海外派遣者)
 特別加入脱退申請書

帳票種別													
3	6	2	4	3									
特別加入の承認に係る事業													
労働	府県	所管	管轄	基幹番号				枝番号					
保険	1	3	1	0	1	9	0	0	0	8	3	0	1
番号	事業の名称										事業場の所在地		
	株式会社 イロハ										千代田区九段南1-2-1		

◎裏面の注意事項を讀んでから記載してください。

※ (どちらかを○で囲んで下さい。
 (事項の変更や追加加入、または一部脱退の場合は変更届、全員脱退の場合は脱退申請書となります。))

〇〇〇

変更届の場合(特別加入者のうち一部に変更がある場合)	今回の変更届に係る者 合計: 3 人 内訳(変更: 1人、脱退 1人、加入: 1人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。					
	特別加入者に関する事項の変更	変更年月日	変更を生じた者のフリガナ 6年 4月 1日	変更前のフリガナ ×-× picoadilly,London wizqfn England	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 変更前	派遣先の事業において従事する業務の内容 変更前
		生年月日	変更後のフリガナ 氏名 厚生 一郎	変更後のフリガナ △-○ picoadilly,London wizqfn England	変更後	変更後
		※整理番号	変更年月日	変更を生じた者のフリガナ 氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 変更前	派遣先の事業において従事する業務の内容 変更前
	生年月日	変更後のフリガナ 氏名	変更後のフリガナ 氏名	変更後	変更後	
	※整理番号	特別加入者の異動(新たに特別加入者になった者)	異動年月日	フリガナ 氏名 厚生 二郎	生年月日	※整理番号
	特別加入者(なくなくなった者)	異動年月日	フリガナ 氏名	生年月日	※整理番号	
	特別加入予定者	派遣先	派遣先の事業において従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名、労働者の人数及び就業時間など)	希望する給付基礎日額		
	異動年月日	事業の名称	派遣先国	円		
	フリガナ 氏名 厚生 三郎	株式会社ホト	アメリカ	スポーツ用品販売業務及び一般事務(労働者)		
生年月日	事業場の所在地		4,000			
S48年 8月 8日	USA NY州NY市ブロンクス区E.161st		円			
異動年月日	事業の名称	派遣先国	円			
フリガナ 氏名	事業場の所在地		円			
生年月日	事業の名称	派遣先国	円			
異動年月日	事業場の所在地		円			
フリガナ 氏名	事業場の所在地		円			
生年月日	事業場の所在地		円			
変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内)	6年 4月 5日					

全員脱退の場合のみ、この欄を使用してください。

脱退申請の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。	
	*申請の理由(脱退の理由) 6年3月31日をもって海外派遣者がいなくなったため	*脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内) 6年 4月 4日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。特別加入脱退を申請します。

6年 4月 4日

東京 労働局長 殿

郵便番号 123-4567 電話番号 03-1234-5678

千代田区九段南1-2-1

株式会社イロハ 代表取締役 厚生 十郎
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)



労働者災害補償保険
特別加入時健康診断申出書

中央 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

令和 6 年 4 月 10 日

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
13	1	01	900005	123

事業主又は
特別加入団体の

住所 千代田区九段南1-2-1

(名称) 株式会社 厚生労働塗装

氏名 労働 一郎

特別加入者の場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名

特別加入予定者のうち健康診断が必要な者	特別加入予定年月日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に用いる工具(又は材料、薬品等)の名称	左記の業務に特別加入前に従事した期間	実施すべき健康診断の種類(該当する項を選択すること)
労働 一郎	6. 5. 1	一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン)	平成 2 年 10 月から 令和 6 年 4 月まで 3 3 年 6 月間	イ ジン肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
労働 二郎	6. 5. 1	同上	平成 1 3 年 4 月から 令和 6 年 4 月まで 2 3 年 月間	イ ジン肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
労働 三郎	6. 5. 1	同上	平成 1 3 年 8 月から 令和 6 年 4 月まで 2 2 年 8 月間	イ ジン肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
				イ ジン肺健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を [受けている / 受ける予定である] ことを証明します。

令和 6 年 4 月 9 日

認可記号番号 第 24-123号

労働保険
事務組合の

名 称 労働保険事務組合 ○○事務組合

主たる事務所

の所在地 千代田区霞が関○-○-○

電 話 03-0000-0000

代表者氏名 労働 太郎

特別加入申請書等 訂正・取下げ願

届け出書類の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第1種特別加入 中小事業主等
	<input type="checkbox"/> 第2種特別加入 一人親方等
	<input type="checkbox"/> 第3種特別加入 海外派遣者
	<input type="checkbox"/> その他
労働保険番号	1 3 - 3 - 0 1 - 9 0 0 0 0 0 - 1 2 3
受付年月日	令和 6年 4月 22日 ○○○ (署) ・ 局 受理
フリガナ	ロウドウ サブロウ
対象者氏名	労働 三郎
生年月日	平成 3年 10月 10日
労災事故の有無	(無) ・ 有 (年 月 日)
訂正・取下げ内容	本欄には訂正・取下げ内容をできるだけ詳細にご記入ください。
訂正・取下げ理由	本欄には訂正・取下げ理由をできるだけ詳細にご記入ください。 注：事実が確認できる資料を添付してください。

上記のとおり 訂正・取下げ をお願いします。

令和 6年 6月 1日

法人その他の
団体又は 千代田区九段南1-2-1
事業主の住所

法人その他の
団体の名称 株式会社イロハ

東京労働局長 殿

上記代表者の
氏名 代表取締役 労働 一郎

◇申請内容に誤りがあった場合や、取下げが生じた場合に事実が確認できる書類を添付し、提出してください。

◇この様式は東京労働局のホームページに掲載されています。